

訓子府町図書館公衆無線 LAN 利用規約

(目的)

第1条 この規約は、施設利用者が情報を取得及び発信するための利便性を図るために図書館が整備した無線によるインターネット接続環境（以下「無線 LAN」という。）の利用に関し、必要な事項を定めるものとする。

(管理責任者の設置等)

第2条 無線 LAN の適正な管理を行うため、無線 LAN 管理責任者（以下「管理責任者」という。）を置くものとする。

2 管理責任者は、館長をもって充てる。

(サービスの内容)

第3条 無線 LAN を利用することができる者（以下「利用者」という。）は、当該無線 LAN を利用してインターネットに接続することができる。

(利用施設、利用場所及び利用時間)

第4条 無線 LAN を利用することができる施設、場所及び時間は、次のとおりとする。ただし、電波伝搬の状態により、利用場所内であっても利用できない場合がある。

利用施設 訓子府町図書館

利用場所 図書館内

利用時間 開館時間内

2 利用時間については、変更もしくは停止できるものとする。

(無線 LAN の利用)

第5条 Wi-Fi 機能を搭載したパソコン等は、利用者が準備するものとする。

2 利用者が使用するパソコン等及び付属機器に供する電源は、当該無線 LAN を利用してインターネットに接続する場合に限り、利用施設内での使用を認めるものとする。

3 利用者は、無線 LAN の利用に際し、不正アクセス行為の禁止等に関する法律（平成 11 年法律第 128 号）その他関係法令を遵守しなければならない。

4 無線 LAN を利用するための申請は不要とする。ただし、本規約に同意しなければ利用することができない。

5 無線 LAN の利用料金は、無料とする。

6 利用者がインターネット上で利用した有料サービスについては、当該利用者が費用を負担するものとする。

(禁止事項)

第6条 利用者は、無線 LAN 利用にあたり法令に定めるもののほか、次の各号に掲げる行為またはそのおそれのある行為を行ってはならない。

(1) 第三者や本町に不利益や損害を与える行為、公序良俗に反する行為またはそのおそれのある行為

- (2) 犯罪的行為またはそのおそれのある行為
- (3) 誹謗中傷する行為
- (4) 性風俗、宗教または政治に関する行為
- (5) 有害なプログラムを送付、提供する行為、特定または不特定多数に大量のメールを送信する行為
- (6) ゲーム・電子商取引等公共の施設では相応しくない行為

2 利用者が前項各号に掲げる事項に該当する行為を行った場合は、管理責任者は事前に通知することなく、直ちに当該利用者の利用を停止することができるものとする。

3 第1項各号に該当する利用者の行為によって本町、利用者本人及び第三者に損害が生じた場合、利用者は、利用後であっても全ての法的責任を負うものとし、本町は、一切の責任を負わないものとする。

(運用の中止)

第7条 管理責任者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、無線 LAN の利用を中止できるものとする。

- (1) 無線 LAN のシステムの保守または工事を定期的若しくは緊急に行う場合
- (2) 戦争、暴動、騒乱、労働争議、地震、噴火、洪水、津波、火災、停電その他の非常事態により、無線 LAN の運用が通常どおりできなくなった場合
- (3) 無線 LAN のシステムに係る設備やネットワークの障害等、やむを得ない事情がある場合
- (4) その他管理責任者が無線 LAN の運営上、一時的な中断が必要であると判断した場合

2 無線 LAN の利用の中止等により、利用者または第三者に損害が生じた場合においても、本町は一切の責任を負わないものとする。

(免責)

第8条 無線 LAN 利用に当たり、利用者または第三者に次の各号による損害等が生じた場合においても、本町は一切の責任を負わないものとする。

- (1) 無線 LAN のサービスの内容及び利用者が無線 LAN を通じて得る情報等について、その完全性、正確性、確実性、有用性等につき、いかなる保証も行わない。
- (2) 無線 LAN のサービスの提供、遅滞、変更、中止若しくは廃止
- (3) 無線 LAN を通じて登録、提供若しくは収集された利用者の情報の消失
- (4) 利用者のコンピュータ等に対するウイルス感染等によるデータの破損、漏洩等
- (5) 利用者が無線 LAN を利用したことにより第三者との間に生じた紛争等

2 管理責任者は、無線 LAN の適切な利用を図るため、特定の Web サイトへの接続を制限すること等ができるものとする。

(本規約の変更)

第9条 管理責任者は、利用者の承諾を得ることなく、この規約を変更することができる。

附 則

この規約は、平成27年11月1日から施行する。